

塩尻市新型インフルエンザ等行動計画 概要版（案）

令和8年4月
健康福祉部健康づくり課

1 改定の主旨

新型コロナウイルス感染症の経験から明らかとなった課題やこれまでの関連する法改正等も踏まえ、平時における対応策を整理し、備えの充実を図り、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、本計画を改定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示すもので、長野県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく市町村行動計画です。特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、政府行動計画及び長野県行動計画と整合性を図ります。

【市町村行動計画に定めるべき事項】

特措法第8条第2項より

- 1 新型インフルエンザ等対策の**総合的な推進**に関する事項
- 2 次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する**情報**の**事業者**及び**住民**への**適切な方法**による**提供**
 - ロ 住民に対する**予防接種**の実施その他の新型インフルエンザ等の**まん延の防止**に関する措置
 - ハ **生活環境**の保全その他の住民の**生活**及び**地域経済**の**安定**に関する措置
- 3 新型インフルエンザ等対策を実施するための**体制**に関する事項
- 4 他の地方公共団体その他の関係機関との**連携**に関する事項
- 5 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項

3 改定の背景

コロナ対応を振り返っての課題

I 平時の準備不足

- ・主に新型インフルエンザを想定した現行の計画
- ・検査、医療提供体制の立ち上げ
- ・県との連携の課題

II 変化する状況への機動的な対応

- ・変異等による複数の波への対応と長期化
- ・対策の切り替えのタイミング
- ・社会経済活動とのバランス

III 情報発信の課題

- ・可能な限り科学的根拠に基づく情報発信
- ・行動制限を伴う対策の意図などの情報伝達
- ・感染症にかかる差別・偏見の発生



政府行動計画 および 長野県行動計画の改定

R6.7月に政府行動計画、R7.3月に長野県行動計画が改定 → 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく市行動計画の改定が必要



改定の基本理念

感染拡大防止と社会経済活動の

バランスを踏まえた、

感染症危機に強く しなやかに

対応できる社会を目指す

基本目標

■感染症危機に対応できる平時からの体制づくり

迅速な初動体制の構築/訓練による点検・改善/DXの推進や人材育成など対応能力の強化

■市民生活及び社会経済活動への影響の軽減

バランスを踏まえた対策/適切な情報提供・共有による市民の理解増進

■対策の実施に当たって基本的人権の尊重

必要最小限の行動制限/感染症への差別・偏見の防止/患者家族・医療関係者の安心の確保/社会的弱者への配慮

新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定のポイント

- 政府行動計画とは、有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るもの
- 有事に際しては、政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針を作成し、対応を行う

記載項目	旧計画	新計画
策定/改定	2013年策定 ✓ 2017年に一部改定	約10年ぶり、初の抜本改正 ✓ 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化 ✓ 内閣感染症危機管理統括庁、国立健康危機管理研究機構（JIHS）の設置 ✓ 国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン ✓ 治療薬では抗インフルエンザウイルス薬に限った記載	新型コロナ、新型インフル以外の 呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	未発生期として記載 ✓ 国際連携や情報収集、 情報提供・共有等について記載	記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、 準備期の取組を充実 ✓ 協定締結により医療提供体制（入院、発熱外来）や検査体制等（検査機関、宿泊療養）を整備 ✓ 個人防護具等の備蓄、ワクチン等の開発 ✓ 民間企業も含めた研究開発エコシステムの構築やDXの推進 ✓ 人材育成を含めた具体的な体制整備
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止 ⑤医療、⑥国民生活・国民経済	13項目に拡充 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクミ、⑤水際、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬国民生活・国民経済 ※新設項目に下線 ✓ 新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実 ✓ 約90ページ → 約230ページに拡充
横断的視点	—	各分野横断的な取組として5つの視点 を設定 ✓ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携
複数の感染拡大への対応	— ✓ 比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え ✓ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓ DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集・分析し施策に活かす体制を構築
実効性確保	— ✓ おおむね毎年度フォローアップ	実施状況の毎年度フォローアップ おおむね6年※ごとの改定を 明記 ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 ✓ 検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等の見える化 ※ 感染症法上の基本指針、医療法上の医療計画と同様

新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定 各論のポイント①

- 改定にあたり、旧6項目から新13項目へと各論の項目を拡充
- 全ての項目に関して、新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を踏まえ、記載を充実

新規項目

記載項目	旧計画	新計画
⑤水際	一定の記載 (4)予防・まん延防止 ✓ 検疫強化 ✓ 航空機等の運航制限の要請 ✓ 国内発生以降の水際対策	<u>対応策を具体的にきめ細かく記載</u> ✓ 病原体の性状等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性、国民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、水際対策を決定 ✓ 状況の進展に応じ、対策の縮小・中止等の見直しを実施
⑦ワクチン	<u>新型インフルエンザのみ</u>を念頭 (4)予防・まん延防止 ✓ プレパパンデミックワクチンの備蓄、予防接種体制	<u>新型インフルエンザ以外も念頭に記載を充実</u> ✓ 平時からの研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組を記載 ✓ 準備期から国、都道府県、市町村、医療機関等が連携して接種体制の準備を進める ✓ 予防接種事務のデジタル化を始めとするDXの推進
⑨治療薬・治療法	<u>新型インフルエンザのみ</u>を念頭 (5)医療 ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、使用	<u>新型インフルエンザ以外も念頭に記載を充実</u> ✓ 平時からの研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組を記載
⑩検査	<u>ほぼ記載なし</u> (5)医療	<u>新たに記載</u> ✓ 協定締結により、有事に必要となる検査体制を平時より整備 ✓ PCR検査や抗原定性検査等につき、研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組を記載 ✓ 各検査の特徴や国民生活・経済への影響も踏まえた検査方針を平時から整理し、有事に対応
⑪保健	一定の記載 (5)医療	<u>新たに記載</u> ✓ 都道府県等が行う相談対応、検査、積極的疫学調査、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援等の業務について、平時からの保健所や地方衛生研究所等の体制整備を含めて記載 ✓ 保健所業務ひっ迫時の支援体制、病原体の性状、感染状況に応じた体制の見直しについて記載
⑫物資	一定の記載 (6)国民生活・国民経済 ✓ 物資の備蓄、運送、売渡し要請	<u>対応策を具体的にきめ細かく記載</u> ✓ 準備期において、関係機関における必要な医療機器や個人防護具を備蓄・配置し、備蓄・配置・需給状況を定期的に確認 ✓ 初動～対応期において、流通調整や生産要請を適切に実施し、必要な物資を確保

新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定 各論のポイント②

以前からあった項目

記載項目	旧計画	新計画
①実施体制	(1)実施体制 一定の記載	国による総合調整の強化を記載 ✓ 内閣感染症危機管理統括庁、JIHSの設置 ✓ 国・都道府県による必要に応じた総合調整や指示を明記 ✓ 国からの財政上の措置や地方債の発行による財源の確保
②情報収集・分析 ③サーベイランス	(2)サーベイランス・情報収集 一定の記載	項目を2つに分け、各々記載を充実 ✓ DXを活用した、迅速な情報収集による施策への反映について記載 ✓ 感染症に関するデータを体系的・包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報として提供する「感染症インテリジェンス」の概念を明確化して記載 ✓ 状況に応じたサーベイランスの切替え（全数把握から定点把握への移行等）を明記
④情報提供・共有 リスクミ	(3)情報提供・共有 一定の記載	項目名に、リスクコミュニケーションを追加 ✓ 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクミを行うことを記載 ✓ 偏見・差別、偽・誤情報への対応を明記
⑥まん延防止	(4)予防・まん延防止 一定の記載	記載を充実 ✓ 準備期において、対策実施時に考慮する指標やデータ等の検討を行う旨を記載 ✓ 感染症の特徴に基づき、具体的な感染拡大防止策（外出自粛要請、休業要請等）を緩和を含め機動的に適用することを明記 ✓ 対策の効果と国民生活・社会経済活動への影響を総合的に勘案し、必要に応じて、強度の高いまん延防止対策（まん延防止等重点措置・緊急事態措置等）の実施の検討、実施地域・期間・業態等の判断を行う旨を明記
⑧医療	(5)医療 一定の記載	記載を充実 ✓ 平時における都道府県と医療機関との間の協定締結により、有事における医療提供体制を整備する旨を記載 ✓ DXの推進（医療機関等情報支援システム（G-MIS）による状況把握、電子カルテ情報の標準化等）を明記
⑬国民生活・国民経済	(6)国民生活・国民経済 一定の記載	記載を充実 ✓ 国民の心身への影響に関する対応（自殺、メンタルヘルス、孤独・孤立、高齢者のフレイル、こどもの発達・発育）や事業者に対する支援等を記載

4 対策のポイント -①

I 平時の準備の充実

- ・実践的な訓練や人材育成を含めた体制整備
- ・行動計画の策定
- ・感染対策の個人防護具等の備蓄の勧奨
- ・情報提供方法の検討

II 幅広い感染症に対する対策の整理

- ・新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に対策を整理
- ・中長期的に複数の波が来ることも想定

III 柔軟かつ機動的な切り替え

- ・状況の変化(検査や医療機関体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等)に応じた、対策の切り替え
- ・対応段階を現在の6段階から3段階(準備期・初動期・対応期)に分け、対策項目ごとに切り替えタイミングを示す

4 対策のポイント -②

IV 対策項目の適正化

課題となった項目を新設、役割の明確化により削除

改 定 前	改 定 後
①実施体制	①実施体制
②サーベイランス・情報収集 →削除	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ^新
③情報提供・共有	③まん延防止
④予防・まん延防止	④ワクチン
⑤予防接種	⑤保健 ^新
⑥医療 →削除	⑥物資 ^新
⑦市民生活および市民経済の安定の確保	⑦市民生活および地域経済の安定の確保

V 各対策項目の横断的視点

3つの横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化

- ①人材育成
- ②国と地方公共団体との連携
- ③DXの推進

5 各分野の取組

対策項目	準備期(発生前の段階) 新型インフルエンザ等の発生に備え、周到に事前の準備を行う時期	初動期(発生した段階) 新型インフルエンザ等の感染症が国内外で発生(疑い含む)した状況。感染拡大のスピードをできる限り抑える時期。	対応期 ①封じ込めを念頭に対応する時期 ②病原体の性状等に応じて対応する時期 ③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
①実施体制	・ <u>人材育成</u> や実践的な訓練 ・国、県等との <u>連携強化</u> ・行動計画・業務継続計画の策定	・新型インフルエンザ等対策本部の設置(の検討) ・感染対策に対する <u>措置の準備</u> や人員体制の強化 ・予算の確保(国の財政支援・地方債等の検討)	・必要に応じ、県へ応援職員要請 ・財政支援や地方債等で <u>財源確保</u> し、対策実施 ・緊急事態宣言下では直ちに <u>市対策本部</u> を設置 ・緊急事態解除宣言下では遅滞なく市対策本部を廃止
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・感染症危機への理解を深める情報提供 ・高齢者やこども、外国人や視覚・聴覚等不自由な方に <u>配慮した情報提供方法</u> や媒体等の整理 ・ <u>双方向のコミュニケーション体制</u> の整備	・対策本部事務局班で <u>一元的に情報集約・整理、調整</u> ・ <u>適切に判断・行動</u> できるよう科学的根拠に基づいた正確な情報提供 ・相談窓口で双方向のコミュニケーションに努める ・ <u>偏見・差別等</u> や誤・偽情報等への警鐘と不安解消	・新型インフルエンザ等に関する <u>ウェブサイトの立ち上げ</u> ・科学的根拠に基づく正確な最新の情報提供や、県による <u>地域ごとの感染状況</u> などの活用 ・個人レベルの感染対策が社会全体の感染拡大防止につながる啓発の推進
③まん延防止	・基本的な感染対策の普及啓発 ・有事におけるまん延防止対策がとれるよう、業務継続計画の策定	・基本的感染対策の普及啓発の継続 ・有症状時の医療のかかり方等の情報提供 ・(県の要請の下)業務継続計画に基づく対応の準備	・県による <u>基本的対処方針</u> に基づき、必要な対策を <u>機動的に</u> 講じる
④ワクチン	・特定接種に関する登録事業者の登録に係る周知 ・ワクチン接種に必要な資材の確認 ・ワクチンの供給・接種体制の整備	・接種に必要な資材等の確保 ・接種会場や接種に携わる医療従事者の確保 ・ワクチンの供給体制の確認	・確保したワクチンの接種を迅速に進める ・ワクチン接種後の症状に関する情報収集及び健康被害の救済等必要な対応に努める
⑤保健	・高齢者やこども、外国人や視覚・聴覚等不自由な方に <u>配慮した情報提供方法</u> や媒体等の整理	・県の応援派遣要請に対し協力できるように体制準備 ・県や国による情報提供に関し、適切に周知する	・自宅療養等の者に対し、県の健康観察等に協力する
⑥物資	・感染症対策物資等の <u>備蓄・定期点検</u>	・感染症対策物資の需給状況の確認および確保	・感染症対策物資の備蓄状況の確認 ・県の要請に基づく、物資等の供給への協力
⑦市民生活および地域経済の安定の確保	・関係機関との連携のための情報共有体制の整備 ・支援の実施のための <u>DX含めた仕組みの整備</u> ・ <u>備蓄の勧奨</u> ・火葬体制の構築	・国からの要請に基づき、火葬場の受入れの限界の事態に備え、遺体安置の施設や人員確保の準備を進める	・措置による <u>心身への影響</u> に対する支援 ・教育及び学びの継続に対する支援 ・火葬機能の維持および広域火葬の応援・協力 ・財政等の必要な支援

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	国、県、市町村、JIHS、指定公共機関、医療機関等における人材育成や実践的な訓練 国、市町村等との連携強化 - 感染症対策連携協議会の活用による関係機関との発生時の対応協議	- 県対策本部の設置(必要に応じて<u>条例設置</u>) 国、JIHSと連携し、関係機関との情報共有を行いつつ、<u>基本的方針を決定</u> - 必要に応じて人員体制の強化	国、JIHSと連携し、関係機関との情報共有を行いつつ、<u>基本的方針を変更</u> - 必要に応じて応援職員要請・派遣や総合調整・指示
②情報収集・分析	国、関係機関との連携強化含む情報収集・分析体制の整備・DX推進 - 平時からの情報収集・分析、有事に向け情報の把握・共有手段の整理	- 国やJIHSと連携した情報収集体制の強化 - 国のリスク評価を踏まえ、有事体制への移行判断、必要な準備 - 得られた情報や対策について県民等に提供・共有	- 県内の感染状況等の情報収集・分析及びリスク評価 - リスク評価に基づく必要な感染症対策の判断(県民生活・県民経済の状況等を考慮) - 得られた情報や対策について県民等に提供・共有
③サーベイランス(新)	- 平時の感染症サーベイランスの実施体制の構築 - 発生届等の電磁的届出の促進を図る等のDXの推進 - 平時からの感染症サーベイランス実施	- 準備期からの感染症サーベイランスの継続に加えて、当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 - 国のリスク評価等に基づく感染症サーベイランス体制の強化	- 流行状況に応じた感染症サーベイランスの実施 - 新型インフルエンザ等の発生状況に応じた実施体制の見直し
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	感染症対策について県民等が適切に判断・行動できるよう - 感染症危機に対する理解を深める - リスクコミュニケーションの在り方の整理・体制整備	- 感染拡大に備えて、科学的知見等に基づき、県民等へ感染状況や有効な感染防止対策等を情報提供・共有 - コールセンター・誹謗中傷相談窓口を設置、対応期も継続	- 引き続き正確な情報を県民に共有し、感染対策の呼びかけや誹謗中傷対策を実施することで県民の不安の解消等に努める - 感染状況のわかりやすい指標を設定し、地域ごとの感染状況の目安を示す
⑤水際対策(新)	平時から、国等と連携して水際対策に係る体制整備	- 国等と連携して迅速に水際対策を実施し、感染症危機対策対応のための準備時間を確保 - 居宅等待機者等への健康監視等実施 - 健康監視での通訳等の体制整備のため、関係団体等に対応を依頼	状況に応じた国の対策の強化・緩和・中止の方針を踏まえ、県内に滞在する入国者への対応等を実施
⑥まん延防止	まん延防止対策を機動的に実施するため、有事に県民・事業者の協力を得るための理解促進を図る	- 迅速な県内でのまん延防止対策(患者への入院勧告・措置や濃厚接触者への外出自粛要請等)実施のための準備 - 業務継続計画に基づく対応の準備	病原体の性状や、ワクチン・治療薬の普及等の状況変化により、対策の強度を柔軟に切替え(医療と経済のバランス)
⑦ワクチン	- 接種体制構築 - ワクチンに関する情報提供・共有	- ワクチンの流通、接種に必要な体制について、市町村等の関係機関と連携し整備 - 医療関係者へ予防接種の協力要請	- 流行株の変異状況や副反応等の情報に注意しながら、確保したワクチンの接種を迅速に進める - ワクチンの安全性等に係る情報の収集と適切な対策の実施
⑧医療	- 医療機関等との協定締結(病床確保・発熱外来・自宅療養者等への医療・後方支援・医療人材派遣等) - 民間事業者等との協定締結(宿泊・自宅療養、相談体制整備) - 研修・訓練を通じた人材育成、DX等による感染症への対応能力を增強 - 感染症専門医やインфекションコントロールドクターの確保を促すとともに専門知識と技術を持った看護師の確保促進	- 感染症指定医療機関等による対応 - 診断・治療に関する情報等の周知・共有 - 相談・受診から入院退院までの流れを早期整備する等、患者に適切な医療を提供する体制を確保する	- 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を確保し、感染状況に応じて体制を切替え - 協定締結医療機関等による対応の拡充 - 事前の想定と異なる場合や予防計画及び医療計画に基づく体制を上回る恐れがある場合には、柔軟かつ機動的に対応
⑨治療薬・治療法(新)	- 国と連携し、情報共有体制の整備、研究開発への協力 - 備蓄の検討や、流通、供給体制の整備	国と連携し医療機関等との情報共有や配分・流通を管理	治療法の確立・普及を受けて、治療薬や対症療法薬の確保・適切な配分を図る
⑩検査(新)	- 関係機関との連携を深め、役割分担を確認することによる検査体制の構築 - 民間検査機関や医療機関と検査等措置協定を締結 - 研修・訓練を通じた環境保全研究所等の人材育成・検査の精度管理	- 環境保全研究所等におけるPCR検査体制の立ち上げ - 公用車搬送に加え、運送事業者等による搬送活用を検討 - 検査等措置協定締結機関等における検査体制の立ち上げを支援	- 検査体制の拡充 - 運送事業者等による検体搬送を活用 - 抗原定性検査等の新たな検査方法の普及
⑪保健(新)	- 研修・訓練を通じた保健所等の人材の育成 - 健康危機対処計画策定、有事の際の基盤作りを行う - 環境保全研究所等における検査機関等への研修指導	- 保健所等における有事体制への迅速な移行準備 - 患者等への対応(入院勧告・措置や積極的疫学調査)や濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施等) - 集団感染(クラスター)の発生した施設の調査に係る外部団体も含めた派遣の検討	- 各種計画や準備期に整備した体制に基づき、迅速に有事体制に移行する - 入院調整および自宅・宿泊療養の調整 - 市町村等と協力した健康観察および生活支援 - 情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化 - 地域の実情も踏まえて体制・対応見直し
⑫物資(新)	- 必要な感染症対策物資等の備蓄・配置の推進 - 有事における個人防護具が不足する医療機関等への配布方法を確認	- 物資の需給状況、備蓄・配置状況の確認、対応期も継続 - 個人防護具が不足する医療機関等へ速やかに配布できるよう準備	- 医療機関等で個人防護具が不足する場合、県備蓄を配布 - なお不足のおそれがある場合、国備蓄の配布を要請
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	- 有事に県民生活や社会経済活動の安定を確保できるよう、体制整備 - 有事の情報共有体制等の整備、業務継続計画策定等事業継続の準備	- 県内での発生に備え、必要な対策の準備を開始 - 事業継続のための感染対策等準備、法令等の弾力的運用の周知等	- 平時の準備を基に県民生活や社会経済活動の安定を確保 - 生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う